

改正

平成 六年 六月二九日規則第六四号  
平成一二年 三月三一日規則第一〇七号  
平成一三年 三月三〇日規則第五七号  
平成一四年 三月二六日規則第三一号  
平成一六年 三月三〇日規則第三八号  
平成一七年 三月二九日規則第三九号  
平成一九年 三月一三日規則第五号  
平成二四年 二月 三日規則第二号  
平成二四年 七月 六日規則第四〇号  
平成二五年 三月二九日規則第二一号  
平成三〇年 三月三〇日規則第三一号  
令和 元年 六月二八日規則第四九号  
令和 二年 四月 一日規則第四八号  
令和 四年 一月二五日規則第一号  
令和 五年 九月一五日規則第三六号  
令和 六年一二月二七日規則第五六号

愛知芸術文化センター管理規則をここに公布する。

愛知芸術文化センター管理規則

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 センターの管理

第一節 通則（第二条—第四条）

第二節 美術館、芸術劇場及び文化情報センターの管理

第一款 利用期間（第五条）

第二款 利用の許可等（第六条—第十条の二）

第三款 美術品等の観覧及び模写等（第十一条—第十三条）

第四款 文化情報センターの図書等の利用（第十四条—第二十三条）

第三節 図書館の管理

第一款 図書等の館内利用（第二十四条—第二十六条）

第二款 図書等の館外貸出し（第二十七条—第三十条の五）

第三款 図書等の郵送による貸出し（第三十一条—第三十三条）

第四款 図書等の利用の停止（第三十四条）

第五款 駐車場の利用（第三十五条—第三十七条）

第三章 雑則（第三十八条・第三十九条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、愛知芸術文化センター（以下「センター」という。）の管理に関する事項を定めるものとする。

第二章 センターの管理

第一節 通則

（休館日）

第二条 センターの各施設の休館日は、次のとおりとする。

愛知県美術館（以下「美術館」という。）	月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日以降の最初の休日でない日）
---------------------	---

	十二月二十八日から翌年一月三日まで
愛知県芸術劇場（以下「芸術劇場」という。）	毎月の第一月曜日及び第三月曜日（これらの日が休日に該当する場合は、その翌日以降の最初の休日でない日） 十二月二十八日から翌年一月三日まで
愛知県文化情報センター（以下「文化情報センター」という。）	月曜日（当該月曜日が休日に該当する場合は、その翌日以降の最初の休日でない日）。ただし、アトライブラリーにあっては、月曜日及び毎月の第三火曜日（これらの日が休日に該当する場合は、その翌日以降の最初の休日でない日）並びに整理期間（年間十五日以内で愛知芸術文化センター長（以下「センター長」という。）が定める日をいう。） 十二月二十八日から翌年一月三日まで
愛知県図書館（以下「図書館」という。）	月曜日及び毎月の第二木曜日（これらの日が休日に該当する場合は、その翌日以降の最初の休日でない日） 十二月二十八日から翌年一月四日まで 整理期間（年間十五日以内でセンター長が定める日をいう。）

2 センター長は、必要があると認めるときは、臨時に前項の休館日を変更し、又は休館日を設定することができる。

3 愛知芸術文化センター条例（平成三年愛知県条例第二号。以下「条例」という。）第十一条の規定により知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、臨時に第一項の休館日（芸術劇場及び文化情報センター（以下「芸術劇場等」という。）の休館日に限る。以下この項において同じ。）を変更し、又は休館日を設定することができる。

（利用時間）

第三条 センターの各施設の利用時間は、次のとおりとする。

美術館	午前十時から午後六時（金曜日にあつては、午後八時）まで
芸術劇場	午前九時から午後十時まで
文化情報センター	午前九時から午後九時まで。ただし、アトライブラリー及びアートプラザにあっては、午前十時から午後七時（土曜日、日曜日及び休日にあつては、午後六時）まで
図書館	午前十時から午後八時（土曜日、日曜日及び休日にあつては、午後六時）まで。ただし、児童図書室及び視覚障害者資料室にあっては、午前十時から午後六時まで

2 美術館が主催して展示する美術品等を観覧するため美術館に入館できる時間（第四項において「入館時間」という。）は、午前十時から午後五時三十分（金曜日にあつては、午後七時三十分）までとする。

3 第一項の規定にかかわらず、図書館の駐車場の利用時間は、午前九時三十分から午後八時十分（土曜日、日曜日及び休日にあつては、午後六時十分）までとする。ただし、入場できる時間は、午前九時三十分から午後七時五十分（土曜日、日曜日及び休日にあつては、午後五時五十分）までとする。

4 センターの各施設の長は、必要があると認めるときは、臨時に第一項若しくは第三項の利用時間（同項ただし書の入場できる時間を含む。）又は入館時間を変更することができる。

5 指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、臨時に第一項の利用時間（芸術劇場等の利用時間に限る。）を変更することができる。

（入館の禁止等）

第四条 センター長及びセンターの各施設の長（芸術劇場等については、指定管理者がある場合にあつては、指定管理者）は、めいてい者その他センターの秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者又はセンターの施設に損害を加え、若しくは加えるおそれのある者に対し、センターへの立入りを禁じ、又は立ち退かせることができる。

第二節 美術館、芸術劇場及び文化情報センターの管理

第一款 利用期間

(利用期間)

第五条 美術館及び芸術劇場等（以下「美術館等」という。）の利用期間は、次のとおりとする。

美術館	
展示室	三十五日以内
展示室附属審査保管室	二十日以内
芸術劇場	
大ホール	十四日以内
コンサートホール	三日以内
小ホール	六日以内
リハーサル室	三日以内
文化情報センター催事室	六日以内（展示のため利用する場合にあっては、十三日以内）

2 美術館等の長（芸術劇場及び文化情報センター催事室にあっては、愛知芸術文化センター管理部長（以下「管理部長」という。）をいう。以下同じ。）（指定管理者がある場合にあっては、指定管理者。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、臨時に前項の利用期間を変更することができる。

#### 第二款 利用の許可等

(利用の許可)

第六条 条例第五条第一項の許可を受けようとする者（同項第一号から第三号までに掲げる者に限る。）は、利用許可申請書（様式第一）を美術館等の長に提出しなければならない。

2 美術館等の長は、前項の許可をするに当たり美術館等を利用する者の安全を確保する必要があると認めるときは、警備上の措置その他の必要な措置に関する条件を付けるものとする。

3 美術館等の長は、第一項の規定により利用許可申請書を提出した者について利用を許可したときは、利用許可書（様式第二）を交付するものとする。

4 前三項の規定により利用の許可を受けた者（以下この款において「利用者」という。）の美術館等を利用する権利は、他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(利用の変更の許可)

第七条 利用者は、利用期間その他利用許可書に記載された事項を変更しようとするときは、利用変更許可申請書（様式第三）に利用許可書を添えて美術館等の長に提出しその許可を受けなければならない。

(利用の取消しの承認)

第八条 利用者は、美術館等の利用の取消しをしようとするときは、利用取消承認申請書（様式第四）に利用許可書を添えて速やかに美術館等の長に提出し、その承認を受けなければならない。

(利用料金の還付額)

第八条の二 条例第七条第六項ただし書の規定により還付する額は、当該利用に係る利用料金の額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合（前二条の規定による申請のあった日（以下この条において「申請日」という。）が当該利用料金の納期限の日以前の日である場合は、十分の十）を乗じて得た額とする。

一 芸術劇場のホール又はリハーサル室（これらの附属設備を含む。）の利用の許可に係るもの 次に掲げる申請日の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ 当該利用を開始する日（以下「利用開始日」という。）の六月前の日の前日まで 十分の十

ロ 利用開始日の六月前の日から利用開始日の三月前の日まで 十分の五

ハ 利用開始日の三月前の日の翌日から利用開始日の一月前の日まで 十分の三

二 文化情報センターの催事室（その附属設備を含む。）の利用の許可に係るもの 次に掲げる申請日の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ 利用開始日の三月前の日の前日まで 十分の十

ロ 利用開始日の三月前の日から利用開始日の一月前の日まで 十分の五

ハ 利用開始日の一月前の日の翌日から利用開始日の二週間前の日まで 十分の三

2 指定管理者は、災害その他特別の理由があると認めるときは、前項に定める額を変更することができる。

(利用後の届出)

第九条 利用者は、美術館等の利用を終わり、又は利用を中止したときは、速やかに利用した設備を原状に回復し、その旨を美術館等の長に届け出なければならない。

(指示及び調査)

第十条 美術館等の長は、美術館等の秩序の維持及び美術館等の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し美術館等の利用に関し、指示をし、又は利用中の施設に職員を立ち入らせ、利用の状況を調査させることができる。

(利用料金の承認に係る公告の方法)

第十条の二 条例第七条第五項の規定による公告(条例第五条第一項第二号及び第三号の利用に係る料金に係るものに限る。)は、芸術劇場等の掲示場に掲示するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

#### 第三款 美術品等の観覧及び模写等

(観覧券の交付)

第十一条 美術館が主催して展示する美術品等を観覧しようとする者(条例第八条第一項ただし書に規定する者及び同条第四項の規定により観覧料の全部を免除された者並びに同条第二項の規定により観覧料を美術品等の観覧後に納付させる者を除く。)は、観覧料の納付と引換えに観覧券(様式第五)の交付を受けるものとする。

2 団体が観覧券の交付を受けようとするときは、その団体の代表者は、あらかじめ団体観覧券交付申込書(様式第六)を美術館長に提出しなければならない。

(学校行事の観覧)

第十二条 高等学校、中学校又は小学校の学校行事として常設展示を観覧しようとする者は、あらかじめ学校行事観覧届(様式第七)を美術館長に提出しなければならない。

(模写等の許可)

第十三条 美術館が主催して展示する美術品等の模写及び複写をしようとする者は、美術品等模写等許可申請書(様式第九)を美術館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 美術館長は、模写等を許可する時は、美術品等模写等許可書(様式第十)を交付するものとする。

#### 第四款 文化情報センターの図書等の利用

(図書等の利用手続)

第十四条 文化情報センターのアートライブラリー又はアートプラザで図書、記録その他の資料(以下「図書等」という。)を利用しようとする者は、自由に閲覧することができる。ただし、書庫内資料又は視聴覚資料を利用しようとする者は、資料請求票(様式第十一)を管理部長(指定管理者がある場合にあっては、指定管理者。以下同じ。)に提出し、その貸出しを受けなければならない。

(複写の申込み)

第十五条 アートライブラリーの図書等の複写をしようとする者は、複写申込書(様式第十二)を管理部長に提出しなければならない。

2 前項の申込みに基づいて行った図書等の複写については、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の規定による責任は、当該申込みを行った者が負わなければならない。

(図書等の館外貸出し)

第十六条 アートライブラリーの図書等については、館外貸出しをすることができる。ただし、貴重図書、参考図書類その他管理部長が指定するものについては、館外貸出しをすることができない。

(利用カードの交付等)

第十七条 アートライブラリーの図書等の館外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ利用カード申込書(様式第十三)を管理部長に提出し、利用カード(様式第十四)の交付を受けなければならない。

2 利用カードの有効期間は、その発行の日から起算して三年以内とする。

(館外貸出しの手続等)

第十八条 アートライブラリーの図書等の館外貸出しを受けようとする者は、利用カードを提出し、その貸出しを受けなければならない。

2 同時に館外貸出しを受けることができる図書等の数は、一人につき三冊以内とし、当該図書等の貸出期間は、貸出しを受けた日から起算して十五日以内とする。

3 管理部長は、必要があると認める場合は、前項の貸出し冊数及び貸出期間を変更することができる。

(氏名等の変更届)

第十九条 利用カードの交付を受けた者は、その氏名、住所、勤務先、通学先又は電話番号を変更した場合は、速やかにその旨を管理部長に届け出なければならない。

(利用カードの紛失届等)

第二十条 利用カードの交付を受けた者は、当該利用カードを紛失した場合は、速やかにその旨を管理部長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、当該利用カードは、その効力を失う。

3 第一項の規定により届出をした者には、利用カードを再交付する。

(利用カードの譲渡等の禁止)

第二十一条 利用カードの交付を受けた者は、当該利用カードを改ざんし、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(館外貸出期間中の返納)

第二十二条 管理部長は、必要があると認める場合は、アトライブラリーの図書等の館外貸出しを受けた者に対し、その貸出期間中においても当該図書等の返納を求めることができる。

(図書等の利用の停止)

第二十三条 管理部長は、図書等を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、図書等の利用を停止することができる。

- 一 この規則又はこれに基づく規程に違反したとき。
- 二 管理部長の指示に従わないとき。
- 三 図書等の返納を怠ったとき。
- 四 図書等を亡失し、又は損傷したとき。

### 第三節 図書館の管理

#### 第一款 図書等の館内利用

(図書等の利用手続)

第二十四条 図書館の館内で、図書等を利用しようとする者は、自由に閲覧することができる。ただし、書庫内資料又はマイクロ資料を利用しようとする者は、資料請求票(様式第十五)を図書館長に提出し、その貸出しを受けなければならない。

(図書等の対面朗読)

第二十五条 視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者で図書館長が必要と認めたものは、対面朗読室を利用して対面朗読を受けることができる。

(複写の申込み)

第二十六条 図書等の複写をしようとする者は、複写申込書を図書館長に提出しなければならない。

2 第十五条第二項の規定は、前項の申込みに基づいて行った図書等の複写について準用する。

#### 第二款 図書等の館外貸出し

(貸出しを受けることができる者)

第二十七条 図書等の館外貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。

- 一 県内に住所若しくは居所を有し、又は通勤し、若しくは通学する者
- 二 その他図書館長が適当と認める者

(館外貸出禁止の図書等)

第二十八条 次に掲げる図書等は、館外貸出しをすることができない。

- 一 貴重図書
- 二 参考図書類
- 三 郷土資料
- 四 規格類
- 五 新聞、雑誌等の逐次刊行物
- 六 マイクロ資料
- 七 その他図書館長が指定するもの

(利用カードの交付等)

第二十九条 図書館の図書等の館外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、次の各号に掲げるいずれかの方法により、利用カード（様式第十六）又はこれに代わる符号の交付又は付与を受けなければならない。

一 利用カード申込書（様式第十七）を図書館長に提出する方法（利用カード申込書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって図書館長が定めるものをいう。）により図書館長に提供する方法を含む。）

二 交付を受けていた利用カードを提出して申し込む方法（付与を受けていた符号を提示して申し込む方法を含む。）

2 利用カード又はこれに代わる符号の有効期間は、その発行の日（更新を受けたものにあつては、その更新の日）から起算して三年以内とする。

（館外貸出しの手続等）

第三十条 図書館の図書等の館外貸出しを受けようとする者は、利用カードの提出その他図書館長が適当と認める手続をし、その貸出しを受けなければならない。

2 同時に館外貸出しを受けられることができる図書等の数は、一人につき視聴覚資料にあつては三点以内、その他の図書等にあつては六冊以内とし、当該図書等の貸出期間は、貸出しを受けた日から起算して二十二日以内とする。

3 図書館長は、必要があると認める場合は、前項の貸出し冊数及び貸出期間を変更することができる。

（氏名等の変更届）

第三十条の二 利用カード又はこれに代わる符号の交付又は付与を受けた者は、その氏名、住所、勤務先、通学先又は電話番号を変更した場合は、速やかにその旨を図書館長に届け出なければならない。

（利用カードの紛失届等）

第三十条の三 利用カード又はこれに代わる符号の交付又は付与を受けた者は、当該利用カード又は符号を紛失した場合は、速やかにその旨を図書館長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、当該利用カード又は符号は、その効力を失う。

3 第一項の規定により届出をした者には、利用カード又はこれに代わる符号の再交付又は再付与をする。

（利用カードの譲渡等の禁止）

第三十条の四 利用カード又はこれに代わる符号の交付又は付与を受けた者は、当該利用カードを改ざんし、若しくは他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は当該符号を他人に使用させてはならない。

（館外貸出期間中の返納）

第三十条の五 図書館長は、必要があると認める場合は、図書等の館外貸出しを受けた者に対し、その貸出期間中においても当該図書等の返納を求めることができる。

第三款 図書等の郵送による貸出し

（郵送による貸出し）

第三十一条 県内に住所を有する者で心身の機能の障害のため来館することができないと図書館長が認めたものは、図書等の郵送による貸出しを受けることができる。

（郵送による貸出しの登録）

第三十二条 図書等の郵送による貸出しを受けようとする者は、図書館長に郵送貸出しの申込みをし、登録を受けなければならない。

（郵送料）

第三十三条 郵送貸出しに要する郵送料は、県が負担する。

第四款 図書等の利用の停止

（図書等の利用の停止）

第三十四条 第二十三条の規定は、図書館の図書等の利用の停止について準用する。この場合において、同条中「管理部長」とあるのは、「図書館長」と読み替えるものとする。

第五款 駐車場の利用

（利用の許可）

第三十五条 図書館の駐車場（以下この款において「駐車場」という。）を利用しようとする者は、

駐車券の交付をもって利用の許可を受けたものとみなす。

(図書館長等の指示)

第三十六条 図書館長(指定管理者がある場合にあっては、指定管理者)は、図書館の秩序の維持及び駐車場の管理上必要があると認めるときは、駐車場の利用者に対し、駐車場の利用に関し、指示をすることができる。

(利用料金の承認に係る公告の方法)

第三十七条 条例第七条第五項の規定による公告(条例第五条第一項第四号の利用に係る料金に係るものに限る。)は、図書館の掲示場に掲示するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

### 第三章 雑則

(損害賠償)

第三十八条 センターを利用する者は、故意又は過失によってセンターの施設、附属設備、美術品等及び図書等を損傷し、滅失し、又は亡失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(雑則)

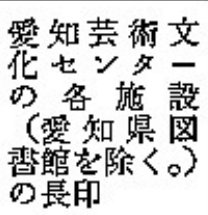
第三十九条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、センター長が定める。ただし、次に掲げる利用等に関し必要な事項は、センターの各施設の長が定める。

- 一 美術館の展示室の利用
  - 二 美術品等の模写及び複写
  - 三 芸術劇場のホール及びリハーサル室の利用
  - 四 文化情報センターの催事室及びアートブラザの利用
  - 五 文化情報センター及び図書館の図書等の利用
  - 六 図書館の駐車場の利用
- 2 芸術劇場等の指定管理者は、前項ただし書の規定により芸術劇場等の長が定めるもののほか、知事の承認を受けて、同項第三号及び第四号に掲げる利用並びに文化情報センターの図書等の利用に関し必要な事項を定めることができる。
- 3 図書館の指定管理者は、第一項ただし書の規定により図書館長が定めるもののほか、図書館長の承認を受けて、図書館の駐車場の利用に関し必要な事項を定めることができる。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成四年十月三十日から施行する。  
(愛知芸術文化センター愛知県図書館規則の廃止)
- 2 愛知芸術文化センター愛知県図書館規則(平成三年愛知県規則第四十一号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この規則の施行の際、現に前項の規定による廃止前の愛知芸術文化センター愛知県図書館規則(以下「旧規則」という。)第九条第一項の規定により交付を受けている利用カードは、第二十九条の規定により交付を受けた利用カードとみなす。
- 4 この規則の施行の際、現に旧規則の規定に基づきなされている図書等の館外貸出し、図書等の郵送による貸出し又は郵送貸出しの登録は、この規則の相当規定に基づきなされたものとみなす。  
(愛知県公印規則の一部改正)
- 5 愛知県公印規則(昭和三十年愛知県規則第一号)の一部を次のように改正する。  
第二条に次の一号を加える。  
十二 愛知芸術文化センターの各施設(愛知県図書館を除く。)の長の印別表に次の一項を加える。

愛知芸術文化センターの各施設（愛知県図書館を除く。）の長印	20		愛知芸術文化センター条例（平成3年愛知県条例第2号）に基づいて愛知芸術文化センターの各施設（愛知県図書館を除く。）の長印が発する文書用	愛知芸術文化センター総務部総務課長
-------------------------------	----	---	---	-------------------

附 則（平成六年六月二十九日規則第六十四号）

- 1 この規則は、平成六年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛知芸術文化センター管理規則の規定に基づいて作成されている申請書等の用紙は、改正後の愛知芸術文化センター管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成十二年三月三十一日規則第一百七号）

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛知芸術文化センター管理規則の規定に基づいて作成されている申請書等の用紙は、改正後の愛知芸術文化センター管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成十三年三月三十日規則第五十七号）

- 1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛知芸術文化センター管理規則の規定に基づいて作成されている申請書等の用紙は、改正後の愛知芸術文化センター管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成十四年三月二十六日規則第三十一号）

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛知芸術文化センター管理規則の規定に基づいて館外貸出しをしている愛知県図書館の図書等の貸出期間は、改正後の愛知芸術文化センター管理規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成十六年三月三十日規則第三十八号）

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛知芸術文化センター管理規則の規定に基づいて作成されている申請書等の用紙は、改正後の愛知芸術文化センター管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成十七年三月二十九日規則第三十九号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定、第三条の改正規定（同条第一項の改正規定を除く。）、第六条第一項及び第三項の改正規定、「第四款 利用の停止」を「第四款 図書等の利用の停止」に改める改正規定並びに第三十六条に一号を加え、同条を第三十八条とし、第三十五条を第三十七条とし、第二章第三節に一款を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月十三日規則第五号）

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛知芸術文化センター管理規則の規定に基づいて作成されている申請書等の用紙は、改正後の愛知芸術文化センター管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成二十四年二月三日規則第二号）

この規則は、平成二十四年三月九日から施行する。

附 則（平成二十四年七月六日規則第四十号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛知芸術文化センター管理規則の規定は、平成二十五年四月一日以後の愛知県図書館の駐車場の管理及び利用について適用する。

附 則（平成二十五年三月二十九日規則第二十一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛知芸術文化センター管理規則の規定は、平成二十六年四月一日以後の愛知県芸術劇場及び愛知県文化情報センターの管理及び利用について適用する。

附 則（平成三十年三月三十日規則第三十一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛知芸術文化センター管理規則の規定に基づいて作成されている利用カードは、改正後の愛知芸術文化センター管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和元年六月二十八日規則第四十九号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和二年四月一日規則第四十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年一月二十五日規則第一号）

この規則は、令和四年一月二十六日から施行する。

附 則（令和五年九月十五日規則第三十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年十二月二十七日規則第五十六号）

この規則は、令和七年一月一日から施行する。